

令 和 5 年 度

香芝市財政健全化及び経営  
健全化に係る審査意見書

香 芝 市 監 査 委 員

## 目 次

第1. 審査の対象 .....	113
第2. 審査の期間 .....	113
第3. 審査の方法 .....	113
第4. 審査の結果 .....	114
1. 標準財政規模等の推移 .....	115
2. 実質赤字比率 .....	118
3. 連結実質赤字比率 .....	120
4. 実質公債費比率 .....	122
5. 将来負担比率 .....	125
6. 資金不足比率 .....	128
7. むすび .....	129
第5. 審査参考資料	
1. 財政健全化判断比率の各金額及び比率等の推移 .....	130
2. 健全化を判断するその他の指標 .....	134

## 令和5年度香芝市財政健全化及び経営健全化審査意見

### 第1. 審査の対象

令和5年度香芝市健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定基礎事項

健全化判断比率等の対象

地方公共団体	一般会計	一般会計等	一般会計		実質比率赤字	連赤字実質率	実質公債費比率	将来負担比率	資金比率不足	
	特別会計		一般会計等に属する特別会計	土地取得特別会計						
		公営事業会計	土地取得特別会計以外の特別会計	国民健康保険特別会計	連赤字実質率	実質公債費比率	将来負担比率	資金比率不足		
				後期高齢者医療特別会計						
				介護保険特別会計						
		公営企業会計		水道事業会計 (法適用企業)	連赤字実質率	実質公債費比率	将来負担比率	資金比率不足		
				下水道事業会計 (法適用企業)						
		一部事務組合・広域連合		奈良県葛城地区清掃事務組合	連赤字実質率	実質公債費比率	将来負担比率	資金比率不足		
				香芝・王寺環境施設組合						
				奈良県広域消防組合						
地方公社・第三セクター			※該当なし							

※財産区は、当該地方公共団体とは異なる法人格を持つ地方公共団体であるため、財産区財産特別会計を除く。

※香芝市土地開発公社が平成25年3月に解散したため、「地方公社・第三セクター」に該当する会計はない。

### 第2. 審査の期間

令和6年8月1日から令和6年8月23日まで

### 第3. 審査の方法

この審査にあたっては、審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかを主眼に、香芝市監査委員監査基準に準拠し、会計帳票並びに関係書類等の照合及び前年度との対比、必要に応じて関係職員から説明を聴取して審査を実施した。

#### 第4. 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも地方公共団体の健全化に関する関係法令に基づき適正に作成されており、その計数は正確であると認められた。

審査の概要及び意見は、次のとおりである。（表中及び文中においては、各項目で四捨五入しているため、合計値と一致しない場合あり。）

## 1. 標準財政規模等の推移

標準財政規模の前年度比較は、次表のとおりである。

標準財政規模の前年度比較

(単位：千円・%)

区分＼年度		令和3年度 (B)	令和4年度 (A)	令和5年度 (A)-(B)	増減額 (A)-(B)/ (B)*100
標準財政規模		16,809,386	16,460,224	16,758,000	297,776
内訳	標準税収入額等	10,854,429	11,326,389	11,580,962	254,573
	普通交付税額	4,663,038	4,767,001	5,009,256	242,255
	臨時財政対策債発行可能額	1,291,919	366,834	167,782	△ 199,052
					△ 54.26

標準財政規模に関する額の推移は、次表のとおりである。

標準財政規模に関する額の推移

(単位：百万円)

区分＼年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
基準財政需要額(振替後)①	11,669	11,875	12,517	13,164	13,656	14,094
基準財政収入額②	8,315	8,330	8,722	8,516	8,889	9,092
財源不足額③=①-②	3,355	3,545	3,795	4,648	4,767	5,002
普通交付税④	3,355	3,524	3,788	4,663	4,767	5,009
標準税収入額等⑤	10,687	10,701	11,160	10,854	11,326	11,581
留保財源⑥=⑤-②	2,372	2,371	2,438	2,338	2,437	2,489
臨時財政対策債発行可能額⑦	994	867	904	1,292	367	168
標準財政規模④+⑤+⑦	15,036	15,092	15,852	16,809	16,460	16,758

基準財政需要額及び基準財政収入額の推移は、次表のとおりである。

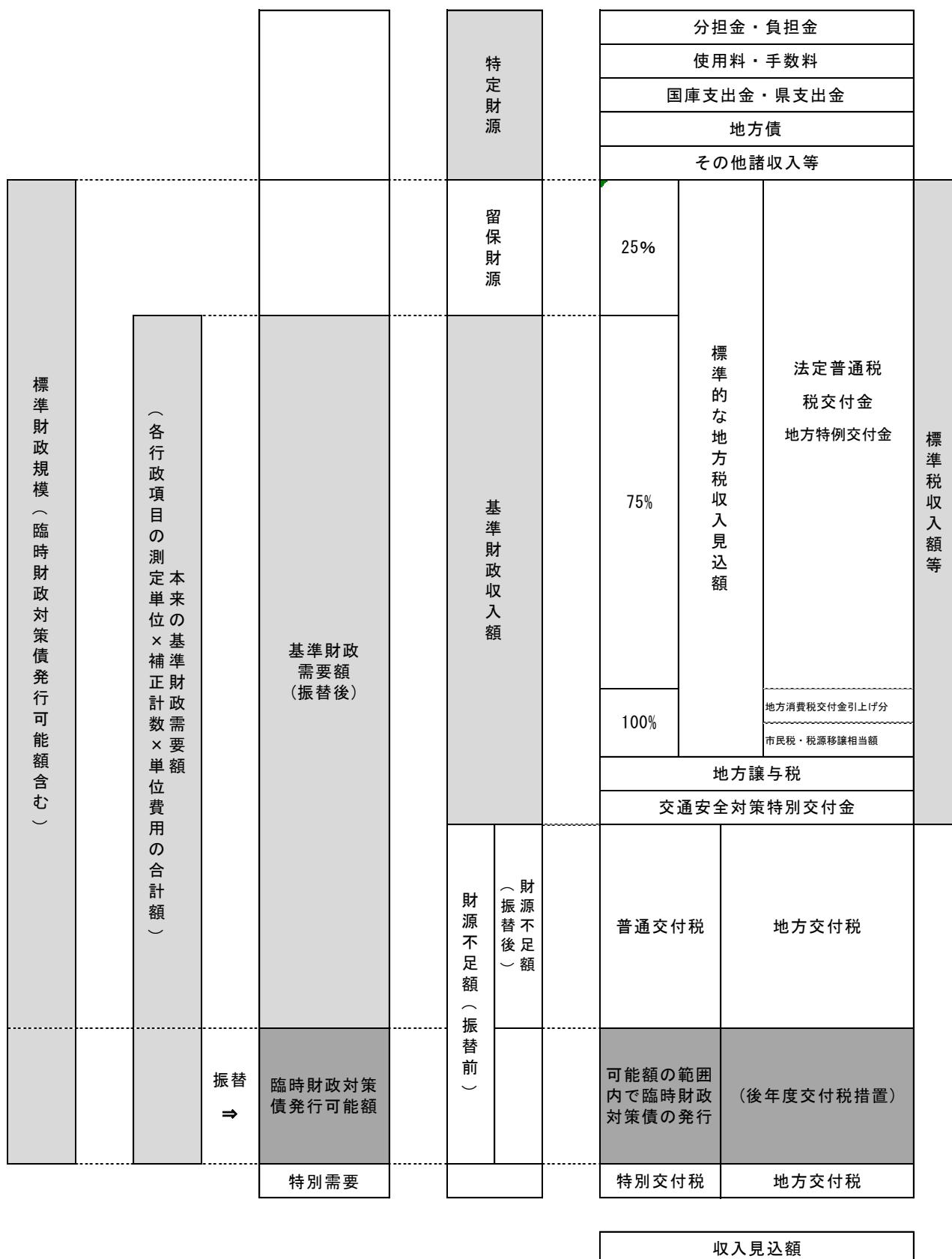
基準財政需要額及び基準財政収入額の推移

(単位：百万円)

年度＼区分	基準財政需要額	基準財政収入額	財政力指数 (3ヵ年平均)	財源不足額	普通交付税 (A)	標準財政規模 (B)	(A)/(B) ×100
26年度	11,025	7,396	0.66	3,629	3,629	14,480	25.1
27年度	11,382	7,651	0.67	3,731	3,735	14,688	25.4
28年度	11,543	8,022	0.68	3,521	3,501	14,725	23.8
29年度	11,574	8,031	0.69	3,543	3,534	14,811	23.9
30年度	11,669	8,315	0.70	3,355	3,355	15,036	22.3
元年度	11,875	8,330	0.70	3,545	3,524	15,092	23.4
2年度	12,517	8,722	0.70	3,795	3,788	15,852	23.9
3年度	13,164	8,516	0.68	4,648	4,663	16,809	27.7
4年度	13,656	8,889	0.67	4,767	4,767	16,460	29.0
5年度	14,094	9,092	0.65	5,002	5,009	16,758	29.9

なお、標準財政規模・臨時財政対策債発行可能額等の概要図は、次表のとおりである。

## 標準財政規模・臨時財政対策債発行可能額等の概要図



( i ) 標準財政規模 = 普通交付税 + 臨時財政対策債発行可能額 + 標準税収入額等

地方交付税の総額は、所得税・法人税の 33.1% (平成 27 年度から)、酒税の 50% (平成 27 年度から)、消費税の 22.3% (平成 26 年度から)、地方法人税の全額 (平成 26 年度から) とされている (地方交付税法第 6 条)。

また、地方交付税の種類は、普通交付税 (交付税総額の 94%) 及び特別交付税 (交付税総額の 6%) とされている (地方交付税法第 6 条の 2)。

交付税総額が不足する場合、平成 12 年度までは交付税及び譲与税配付金特別会計で借り入れて総額が確保されたが、平成 13 年度の地方財政対策の見直しで、国と地方の責任の明確化や国、地方を通ずる財政の透明化を図るため、不足額を国と地方で折半し、地方分について各団体で地方債を発行して補てんすることとされた。この地方債が「臨時財政対策債」で、地方財政法第 5 条の特例となる地方債である。平成 13 年度からは、毎年度、交付税総額の不足額について臨時財政対策債により対応しており、臨時財政対策債への振替額を控除した額を基準財政需要額 (振替後) として、普通交付税の額が算定されている。また、平成 16 年度から標準財政規模に算入されることとなった。

臨時財政対策債の元利償還金相当額は、その全額が後年度地方交付税の基準財政需要額に算入されることとされている。元利償還金相当額の基準財政需要額への算入額と実際の元利償還金償還額が大きく乖離しないよう留意しつつ、借入・償還を行う必要がある。

( ii ) 標準税収入額等 = (基準財政収入額 - 市民税・税源移譲相当額の 25% - 地方譲与税 - 交通安全対策特別交付金 - 地方消費税交付金引上げ分の 25%) × 100 / 75 + 地方譲与税 + 交通安全対策特別交付金

( iii ) 普通交付税の算定方法

交付基準額 = 基準財政需要額 (振替後) - 基準財政収入額

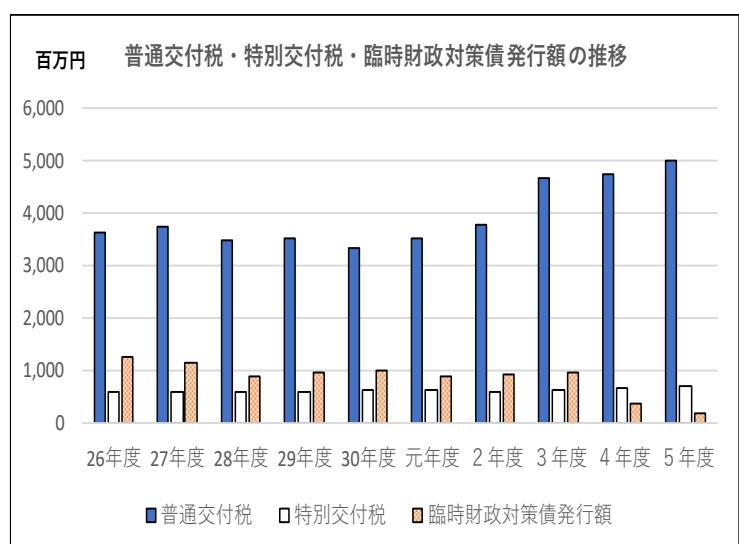
交付決定額 = 交付基準額 - 交付調整額

交付調整額 = 交付税総額と交付基準額の差額を均等に割り落とした額。

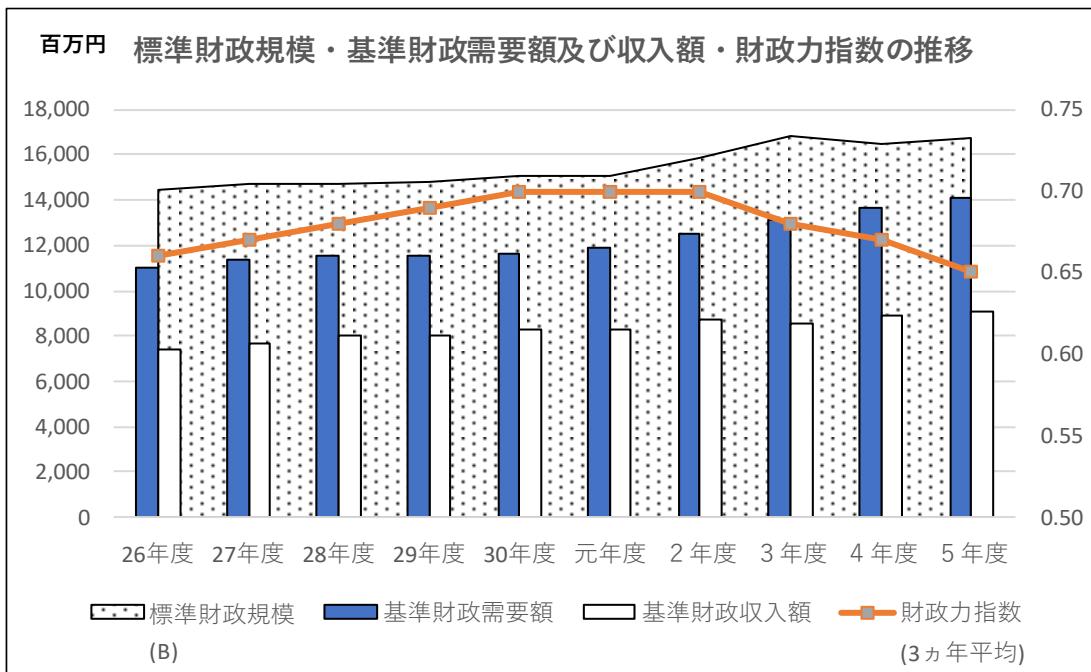
普通交付税・特別交付税・臨時財政対策債発行額の推移は、次表のとおりである。

普通交付税・特別交付税・臨時財政対策債

発行額の推移 (単位 : 百万円)			
年度＼区分	普通交付税	特別交付税	臨時財政対策債発行額
26年度	3,629	576	1,250
27年度	3,735	587	1,148
28年度	3,501	590	890
29年度	3,534	592	962
30年度	3,355	601	994
元年度	3,524	609	867
2年度	3,788	596	904
3年度	4,663	626	938
4年度	4,767	659	367
5年度	5,009	680	168



また、標準財政規模・基準財政需要額及び基準財政収入額・財政力指数（3ヵ年平均）の推移は、次表のとおりである。



## 2. 実質赤字比率

本年度の一般財源の標準規模を示す標準財政規模は、16,460,224千円であり、一般会計等の実質赤字（収支）額を標準財政規模で除した実質赤字比率は次表のとおりである。

R5標準財政規模 **16,758,000** 千円

(単位:千円)

一般会計等	歳入総額	歳出総額	差引額	繰越財源額	実質収支額・E
	A	B	C=A-B	D	E=C-D
一般会計	29,241,551	28,495,704	745,847	167,946	577,901
土地取得特別会計	87,593	87,593	0	0	0
合計	29,329,144	28,583,297	745,847	167,946	577,901

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質(収支)赤字額※1}}{\text{標準財政規模}} \times 100 = \Delta 3.44\%$$

$$\Delta 577,901 \text{ 千円} \quad 16,758,000 \text{ 千円}$$

注) 比率が赤字（マイナス表記）であることは、実質黒字であることを示す。

一般会計等に係る実質収支額の前年度比較は次表のとおりである。

一般会計等に係る実質収支額の前年度比較

(単位：千円・%)

年度	区分	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	翌年度に繰り 越すべき財源 (C)	実質収支額 $(D) =(A) - (B) - (C)$	標準財政規模 (E)	実質赤字比率 $(D) / (E)x 100$
3年度	一般会計	30,765,195	29,831,972	176,454	756,770	16,809,386	$\Delta 4.98$
	土地取得特別会計	125,463	44,252	0	81,211		
	介護保険特別会計	0	0	0	0		
	計	30,890,658	29,876,224	176,454	837,981		
4年度	一般会計	28,714,863	27,972,127	153,546	589,191	16,460,224	$\Delta 4.07$
	土地取得特別会計	87,607	6,396	0	81,211		
	介護保険特別会計	0	0	0	0		
	(B) 計	28,802,470	27,978,523	153,546	670,402		
5年度	一般会計	29,241,551	28,495,704	167,946	577,901	16,758,000	$\Delta 3.44$
	土地取得特別会計	87,593	87,593	0	0		
	介護保険特別会計	0	0	0	0		
	(A) 計	29,329,144	28,583,297	167,946	577,901		
増減額	一般会計	526,688	523,577	14,400	$\Delta 11,290$	297,776	
	土地取得特別会計	$\Delta 14$	81,197	0	$\Delta 81,211$		
	介護保険特別会計	0	0	0	0		
	(A)-(B) 計	526,674	604,774	14,400	$\Delta 92,501$		
(A)/(B)*100 -100	一般会計	2	2	9	$\Delta 2$	1.81	
	土地取得特別会計	$\Delta 0$	1,269	0	$\Delta 100$		
	介護保険特別会計	0	0	0	0		
	(A)/(B)*100 -100 計	2	2	9	$\Delta 14$		

※黒字額はマイナス数値として算定

本年度の実質赤字比率は、0.63ポイント下降し、 $\Delta 3.44\%$ となり、前年度に引き続き黒字団体となっている。

### 3. 連結実質赤字比率

全ての会計を対象とした実質赤字または資金不足額を標準財政規模で除した連結実質赤字比率は次表のとおりである。

(単位:千円)

一般等以外の特別会計等 (公営企業系除く)	歳入総額	歳出総額	差引額	繰越財源額	実質収支額・E
	A	B	C=A-B	D	E=C-D
国民健康保険特別会計	7,069,567	6,999,112	70,455	0	70,455
後期高齢者医療特別会計	1,264,978	1,257,462	7,516	0	7,516
介護保険特別会計	5,543,342	5,432,502	110,840	0	110,840
合計	13,877,887	13,689,076	188,811	0	188,811

※2

公営企業会計 (法適用企業)	流動資産	流動負債	控除企業債等	資金剩余额
	A	B	C	D=A-(B-C)
水道事業会計	2,457,684	299,321	12,409	2,170,771
公営企業会計 (法適用企業)	流動資産	流動負債	控除企業債等	資金剩余额
	E	F	G	H=E-(F-G)
下水道事業会計	1,113,556	1,230,274	872,340	755,622
公営企業会計資金剩余额合計	I=D+H	2,926,393	※3	

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 = \Delta 22.03\%$$

※1+※2+※3

△ 3,693,108 千円	16,758,000 千円
----------------	---------------

注) 比率が赤字(マイナス表記)であることは、実質黒字であることを示す。

一般会計・特別会計・公営企業会計の実質収支額及び資金剩余额の前年度比較は次表のとおりである。

特別会計・公営企業会計の実質収支額又は資金剩余额の前年度比較 (単位:千円・%)

区分 \ 年度		令和3年度 (B)	令和4年度 (A)	令和5年度 (A)-(B)	増減率 (A)-(B)/(B)*100
実質収支額	一般会計	756,770	589,190	577,901	△ 11,289 △ 1.92
	土地取得特別会計	81,211	81,211	1	△ 81,210 △ 100.00
	国民健康保険特別会計	47,508	8,120	70,455	62,335 767.67
	後期高齢者医療特別会計	4,796	6,737	7,516	779 11.56
	介護保険特別会計	77,313	40,063	110,840	70,777 176.66
剩資金額	水道事業会計	2,111,805	2,636,288	2,170,771	△ 465,517 △ 17.66
	下水道事業会計	686,461	740,156	755,622	15,466 2.09
合計		3,765,864	4,101,766	3,693,106	△ 408,660 △ 9.96
標準財政規模		16,809,385	16,460,224	16,758,000	297,776 1.81
連結実質赤字比率 (A)/(B) × 100		△ 22.40	△ 24.91	△ 22.03	

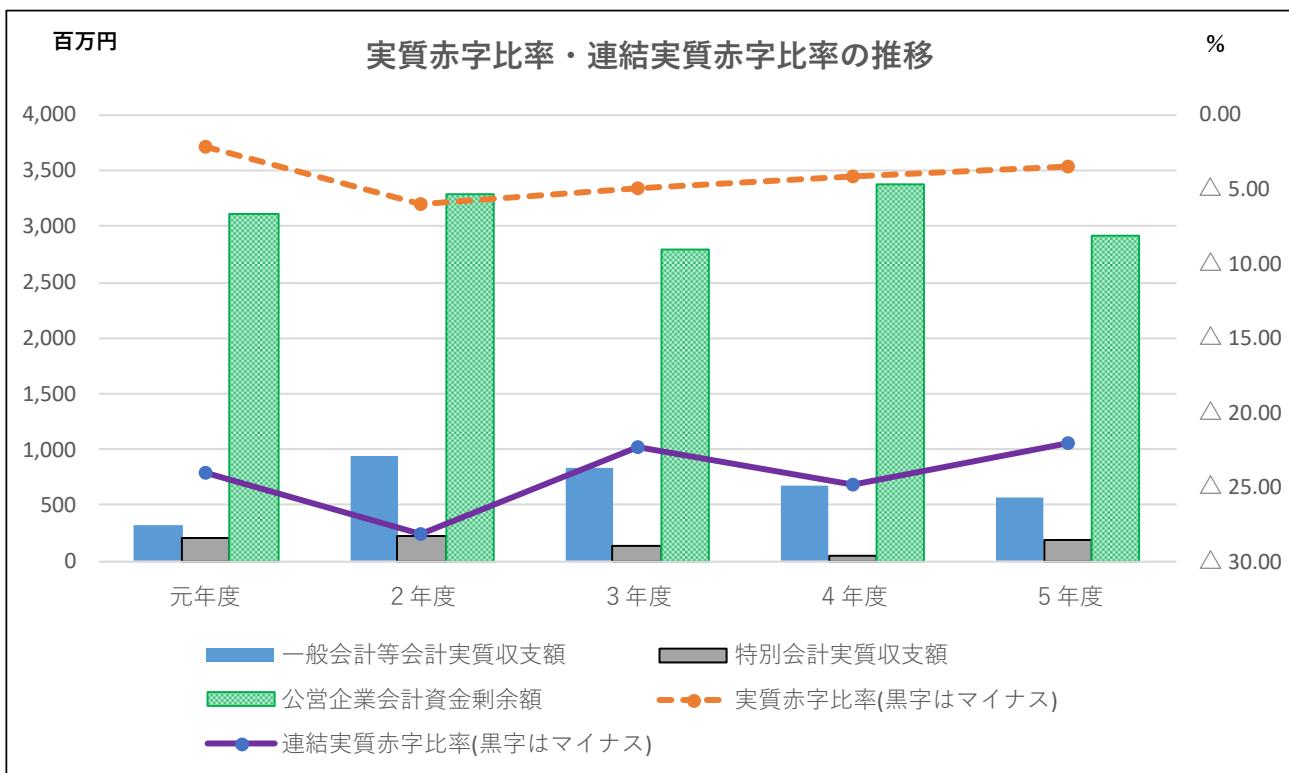
※黒字額はマイナス数値として算定

本年度の連結実質赤字比率は、2.88ポイント下降し、△22.03%となり、前年度に引き続き、黒字となっている。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率の推移は次表のとおりである。

実質赤字比率・連結実質赤字比率 令和元年度～令和5年度 推移 (単位：百万円・%)

項目	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
一般会計等会計実質収支額	313	946	838	670	578
実質赤字比率(黒字はマイナス)	△2.07	△5.97	△4.98	△4.07	△3.44
特別会計実質収支額	206	229	130	55	189
公営企業会計資金剰余額	3,111	3,288	2,798	3,376	2,926
連結実質収支額・資金剰余(不足)額	3,631	4,464	3,766	4,102	3,693
連結実質赤字比率(黒字はマイナス)	△24.05	△28.15	△22.40	△24.91	△22.03



#### 4. 実質公債費比率

地方債に係る元利償還金(A)と準元利償還金(B)から特定財源(C)及び元利償還金等に係る基準財政需要額算入額(D)を減じた額を、標準財政規模(E)から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額(D)を減じた額で除したものの3か年平均が実質公債費比率であり、式で表すと  $((A+B)-(C+D)) \div (E-D)$  となる。

それらの計数は次表のとおりである。

実質公債費比率の状況

(単位:千円・%)

年度＼区分	(1)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
	元利償還金の額	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	一時借入金の利子	特定財源の額	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費
令和3年度	3,116,683	308,231	78,117	0	188	8,204	438,919
令和4年度	3,088,897	308,974	89,200	0	0	8,627	438,699
令和5年度	2,933,831	305,683	117,335	0	0	10,561	386,861

年度＼区分	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
	災害復旧費等に係る基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金	密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金	標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債発行可能額
令和3年度	1,380,286	1,995	10,854,429	4,663,038	1,291,919
令和4年度	1,352,409	1,986	11,326,389	4,767,001	366,834
令和5年度	1,336,624	1,126	11,580,962	5,009,256	167,782

(参考)

年度＼区分	(6)の内訳		
	五省協定等により利便施設・公共施設を買い取るために行った債務負担行為に係るもの	その他これらに準ずると認められるもの(省令第7条第8号)	利子補給に係るもの(政令第12条第4号)
令和3年度	0	0	0
令和4年度	0	0	0
令和5年度	0	0	0

年度＼区分	分子 (①+④～⑦) -(⑧+⑨～⑪)	分母 (⑫～⑯) -(⑯～⑯)
令和3年度	1,673,815	14,988,186
令和4年度	1,685,350	14,667,130
令和5年度	1,621,677	15,033,389

年度＼区分	実質公債費比率 (単年度)	実質公債費比率 (3カ年平均)
令和3年度	11.16756	11.1
令和4年度	11.49066	
令和5年度	10.78717	

注) 元利償還金(A) : ① 準元利償還金(B) : ④～⑦ 特定財源(C) : ⑧ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額(D) : ⑨～⑪ 標準財政規模(E) : ⑫～⑯

実質公債費比率の前年度比較は次表のとおりである。

実質公債費比率の前年度比較

(単位 : 千円・%)

区分 \ 年度		令和3年度 (B)	令和4年度 (A)	令和5年度	増減額 (A)-(B)	増減率 (A)-(B)/(B)*100
分子	元利償還金の額 ①	3,116,683	3,088,897	2,933,831	△ 155,066	△ 5.02
	準元利償還金の額 ②	386,536	398,174	423,018	24,844	6.24
	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てた認められる繰入金	308,231	308,974	305,683	△ 3,291	△ 1.07
	一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	78,117	89,200	117,335	28,135	31.54
	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	0	0	0	0	-
	一時借入金の利子	188	0	0	0	-
	特定財源の額 ③	8,204	8,627	10,561	1,934	22.42
	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(準元利償還金を含む)・その他 ④	1,821,200	1,793,094	1,724,611	△ 68,483	△ 3.82
	(A)=(①+②)-(③+④)	1,673,815	1,685,350	1,621,677	△ 63,673	△ 3.78
分母	標準財政規模 ⑤	16,809,386	16,460,224	16,758,000	297,776	1.81
	(B)=⑤-④	14,988,186	14,667,130	15,033,389	366,259	2.50
実質公債費比率(単年度)(A)/(B)×100		11.16756	11.49066	10.78717		

#### ※ 元利償還金

- ・一般会計等における地方債の元金と利子の償還に係る経費

#### ※ 準元利償還金

- ・地方債の元利償還金に準ずるとみなされる経費
- ・公営企業債の償還の財源に充てた認められる特別会計への繰入金
- ・一部事務組合等の起こした地方債の償還の財源に充てたと認められる負担金・補助金
- ・公債費に準ずる債務負担行為に係るもの
- ・一時借入金の利子

#### ※ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

- ・地方債の元利償還金やそれに準ずる準元利償還金に係る経費として地方交付税の算定に用いられた額である。

#### ※ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの

- ・いわゆる五省協定等により、(独)都市再生機構(旧都市基盤整備公団などを含む。)が整備した利便施設及び公共施設を買い取るために行った債務負担行為に係るものなど

本年度の実質公債比率については、3ヶ年平均で0.5ポイント減少し、11.1%となっている。同比率の全国平均は、5.5%（令和4年度）であり、改善はされてきているものの、全国平均と比較すると高い数値であることから、今後も注意が必要である。

また、実質公債費比率の推移は次表のとおりである。

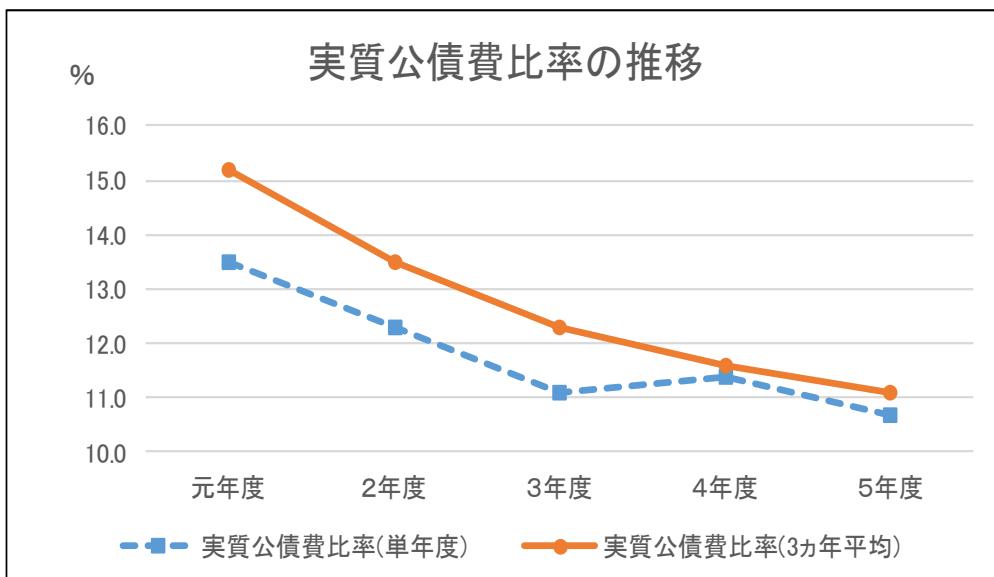
実質公債費比率の推移 (単位 : %)

年度\区分	実質公債費比率		
	(単年度)	(3ヵ年平均)	
平成30年度	14.70936	16.9	28~30年度平均
令和元年度	13.54601	15.2	29~元年度平均
令和2年度	12.35396	13.5	30~2年度平均
令和3年度	11.16756	12.3	元~3年度平均
令和4年度	11.49066	11.6	2~4年度平均
令和5年度	10.78717	11.1	3~5年度平均

実質公債費比率を算出する分母及び分子の推移は次表のとおりである。

実質公債費比率の推移 (単位 : %)

区分\年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実質公債費比率(単年度)	13.5	12.3	11.1	11.4	10.7
実質公債費比率(3ヵ年平均)	15.2	13.5	12.3	11.6	11.1



## 5. 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率が将来負担比率であり、具体的には将来負担額から充当可能財源を減じた額を、標準財政規模から算入公債費等の額を減じた額で除した比率である。

それらの計数は、次表のとおりである。

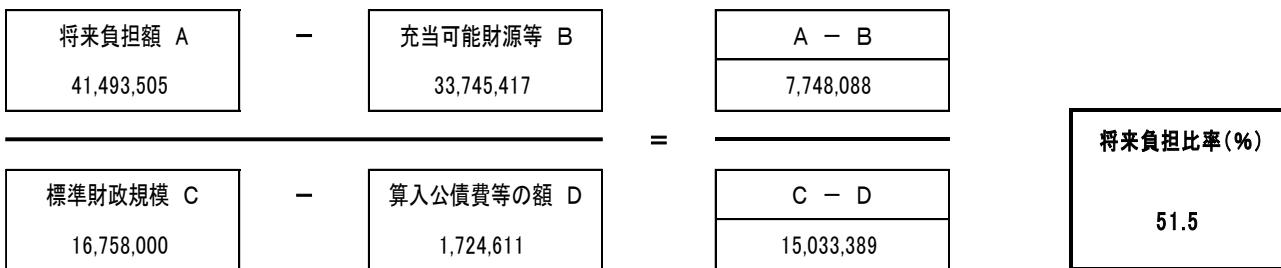
### 将来負担比率の状況

将来負担額 (単位:千円)

地方債の現在高	債務負担行為に基づく支出予定額	公営企業債等繰入見込額	組合負担等見込額	退職手当負担見込額	設立法人の負債額等負担見込額				連結実質赤字額	組合連結実質赤字額負担見込額
						地方道路公社	土地開発公社	第三セクター等		
26,427,012	0	5,451,122	6,659,888	2,955,483	0	0	0	0	0	0

### 充当可能財源等

充当可能基金	充当可能特定歳入	基準財政需要額算入見込額	
		うち都市計画税	
10,105,421	14,547	0	23,625,449



将来負担比率の前年度比較は次表のとおりである。

### 将来負担比率の前年度比較 (単位:千円・%)

区分 \ 年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減額	増減率
		(B)	(A)	(A)-(B)	(A)-(B)/100	
分子	将来負担額 ①	39,284,822	40,057,586	41,493,505	1,435,919	3.58
	充当可能財源等 ②	31,450,034	32,531,089	33,745,417	1,214,328	3.73
	(A)=①-②	7,834,788	7,526,497	7,748,088	221,591	2.94
分母	標準財政規模 ③	16,809,386	16,460,224	16,758,000	297,776	1.81
	④に係る基準財政需要額算入額 ④	1,821,200	1,793,094	1,724,611	△ 68,483	△ 3.82
	(B)=③-④	14,988,186	14,667,130	15,033,389	366,259	2.50
将来負担比率 (A)/(B) × 100		52.2	51.3	51.5		

本年度の将来負担比率については、0.2ポイント上昇し、51.5%となっている。同比率の全国平均は、8.8%（令和4年度）であり、全国平均と比較すると高い数値であることから、今後も注意が必要である。

また、将来負担額内訳の前年度比較は次表のとおりである。

将来負担額内訳の前年度比較 (単位：千円・%)

区分 \ 年度	令和3年度 (B)	令和4年度 (A)	令和5年度 (A)-(B)	増減額 (A)-(B)	増減率 (A)-(B)/(B)*100
地方債の現在高	29,034,710	27,720,869	26,427,012	△ 1,293,857	△ 4.67
債務負担行為に基づく支出予定額	0	0	0	0	-
公営企業債等繰入見込額	5,459,724	5,599,102	5,451,122	△ 147,980	△ 2.64
組合負担等見込額	1,761,849	3,747,259	6,659,888	2,912,629	77.73
退職手当負担見込額	3,028,539	2,990,356	2,955,483	△ 34,873	△ 1.17
設立法人の負債額等負担見込額	0	0	0	0	-
内 訳	土地開発公社	0	0	0	-
	第三セクター等	0	0	0	-
連結実質赤字額	0	0	0	0	-
組合連結実質赤字額負担見込額	0	0	0	0	-
将来負担額合計	39,284,822	40,057,586	41,493,505	1,435,919	3.58

※ 債務負担行為に基づく支出予定額

- ・土地開発公社に依頼した土地の買い戻しに係るもの  
(土地開発公社の解散により平成24年度で解消)
- ・いわゆる五省協定に係るものなど

※ 退職手当負担見込額

- ・当該団体の職員の全員が当年度末において自己都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額である。

※ 設立法人の負債額等負担見込額

- ・土地開発公社の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額  
(土地開発公社の解散により平成24年度で解消)

また、充当可能財源等の前年度比較は次表のとおりである。

充当可能財源等の前年度比較 (単位：千円・%)

区分 \ 年度	令和3年度 (B)	令和4年度 (A)	令和5年度 (A)-(B)	増減額 (A)-(B)	増減率 (A)-(B)/(B)*100
充当可能基金	8,537,594	9,548,308	10,105,421	557,113	5.83
充当可能特定歳入	18,482	17,015	14,547	△ 2,468	△ 14.50
基準財政需要額算入見込額	22,893,958	22,965,766	23,625,449	659,683	2.87
充当可能財源等合計	31,450,034	32,531,089	33,745,417	1,214,328	3.73

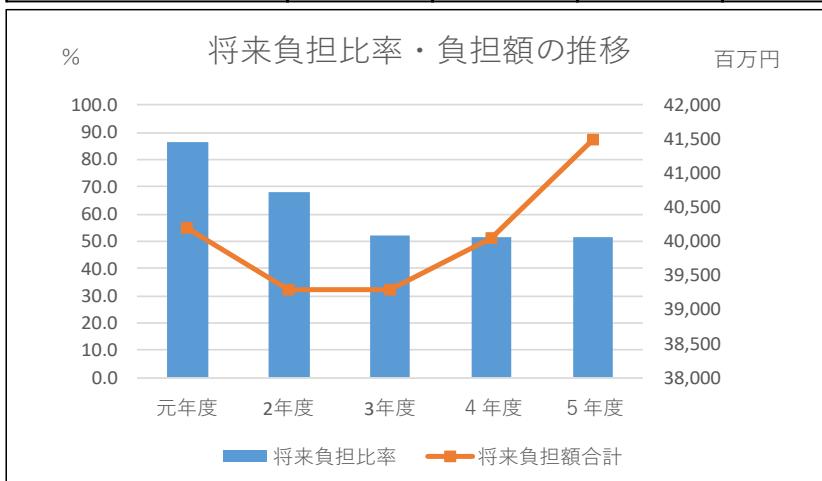
※ 基準財政需要額算入見込額

- ・地方債の現在高及び公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出予定額等に対してその償還に要する経費として普通交付税の算定の際に基準財政需要額に算入されることが将来見込まれる額である。

将来負担比率の推移は次表のとおりである。

将来負担比率 令和元年度～令和5年度 推移 (単位：百万円・%)

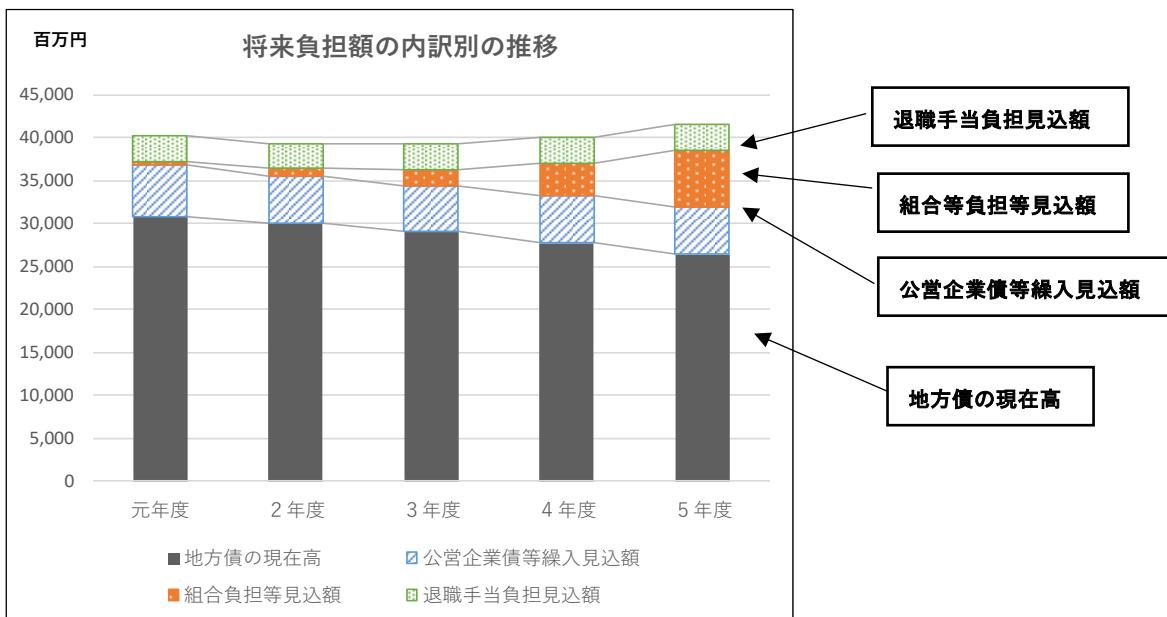
区分＼年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
将来負担比率	86.5	68.3	52.2	51.3	51.5
将来負担額合計	40,194	39,280	39,285	40,058	41,494



将来負担額の内訳別の推移は次表のとおりである。

将来負担額の内訳別の推移 (単位：百万円)

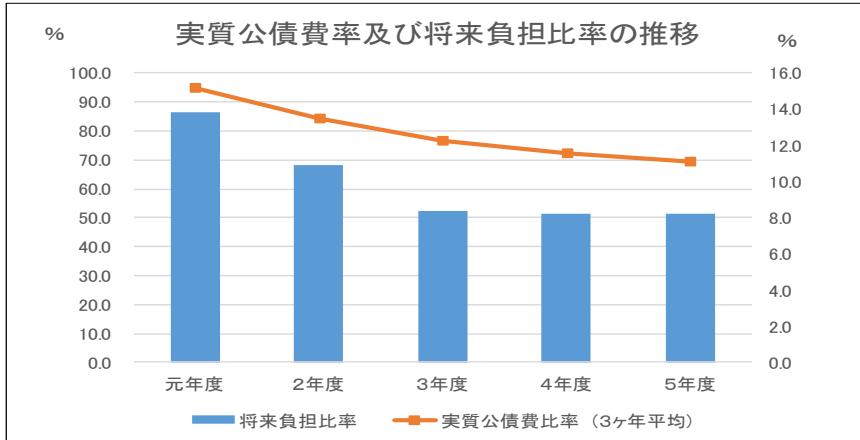
区分＼年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
地方債の現在高	30,822	30,065	29,035	27,721	26,427
債務負担行為に基づく支出予定額	0	0	0	0	0
公営企業債等繰入見込額	6,026	5,445	5,460	5,599	5,451
組合負担等見込額	473	912	1,762	3,747	6,660
退職手当負担見込額	2,872	2,857	3,029	2,990	2,955
設立法人の負債額等負担見込額	0	0	0	0	0
将来負担額合計	40,193	39,280	39,285	40,058	41,494



香芝市における実質公債費比率及び将来負担比率の推移は次表のとおりである。

実質公債費比率及び将来負担比率の推移 (単位 : %)

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
将来負担比率	86.5	68.3	52.2	51.3	51.5
実質公債費比率 (3ヶ年平均)	15.2	13.5	12.3	11.6	11.1



## 6. 資金不足比率

資金不足額を事業規模で除した令和4年度の資金不足比率は、次表のとおりである。

### (1) 地方公営企業法適用

資金不足額及び資金不足比率はいずれも「マイナス」となっている。

なお、資金不足比率を算定する場合の資金不足額の算出式は、「流動負債」 + 「建設改良費以外の企業債」 - 「流動資産」であるが、平成26年度からの会計基準見直しにより、流動負債が増加するため、算出については、以下の措置がとられている。

#### ① 算入対象からの除外措置

翌年度償還の企業債・他会計からの借入金(建設改良)等

#### ② 算入猶予の経過措置(3年間)

翌年度支払のファイナンス・リース債務

負債性引当金のうち、通常1年内に使用される見込のもの(賞与引当金)

評価性引当金(貸倒引当金)のうち、流動資産が減耗するもの

香芝市公営企業会計では、①の除外措置を適用し、資金不足額及び資金不足比率を算定している。なお、②の猶予措置については、3年間の経過措置が終了しています。また、事業規模の算出式は、「営業収益」 - 「受託工事収益」である。水道事業会計の計数は次表のとおりである。

地方公営企業法適用 (令和5年度)

(単位:千円・%)

会計 \ 区分	流動負債	控除企業債等	流動資産	資金不足額	営業収益	受託工事収益	事業規模	資金不足比率
	A	B	C	D=(A-B)-C	E	F	G=E-F	D/G*100
水道事業会計	286,913	0	2,457,684	△ 2,170,771	1,603,972	107	1,603,865	△ 135.3
下水道事業会計	334,842	0	1,090,464	△ 755,622	722,236	0	722,236	△ 104.6

注) 比率が赤字(マイナス表記)であるのは、資金が不足していないことを示す。

## 7. むすび

各比率の状況をみると、実質赤字比率については、577,901千円の実質黒字となり、赤字を生じていないため、比率は算定されない。

連結実質赤字比率についても、3,693,108千円の連結実質黒字となり、赤字を生じていないため、比率は算定されない。

また、資金不足比率は、水道事業、下水道事業のいずれにおいても、資金が不足していないことを示すマイナス指数となっている。

実質公債費比率（3ヶ年平均）については、前年度と比較して0.5ポイント改善して、11.1%となり、早期健全化基準である25%を下回っている。単年度の比率についても、前年度より0.7ポイント改善し10.7%となっている。また、将来負担比率については、前年度と比較して0.2ポイント上昇して、51.5%となった。

以上のように、審査に付された指標は、非該当又は早期健全化基準、経営健全化基準を下回る結果となっている。

しかしながら実質公債比率、将来負担比率とも、全国平均よりも比率が高い奈良県平均より高い比率で推移していることから、市債の発行には確固とした計画により、慎重かつ堅実な方針により取り組んでいただくことにより、将来的に安定した財政基盤のもと本市が発展することを望むものである。

## 第5. 審査参考資料

### 1. 財政健全化判断比率の各金額及び比率等の推移

実質赤字比率・連結実質赤字比率の各金額及び比率等の推移は次表のとおりである。

実質赤字比率・連結実質赤字比率 令和元年度～令和5年度 推移 (単位：千円・%)

項目	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
一般会計等					
一般会計					
歳入総額	24,703,328	35,579,879	30,765,195	28,714,863	29,241,551
歳出総額	24,434,725	34,571,643	29,831,972	27,972,127	28,495,704
差引額	268,603	1,008,236	933,223	742,736	745,847
繰越財源額	36,436	143,031	176,454	153,546	167,946
実質収支額	232,167	865,204	756,770	589,190	577,901
土地取得特別会計					
歳入総額	614,769	314,297	125,463	87,607	87,593
歳出総額	533,447	233,023	44,252	6,396	87,593
差引額	81,322	81,274	81,211	81,211	0
繰越財源額	0	0	0	0	0
実質収支額	81,322	81,274	81,211	81,211	0
介護保険特別会計					
歳入総額	0	0	0	0	0
歳出総額	0	0	0	0	0
差引額	0	0	0	0	0
繰越財源額	0	0	0	0	0
実質収支額	0	0	0	0	0
一般会計等実質収支額合計 ①	313,489	946,478	837,981	670,402	577,902
標準財政規模 ②	15,092,282	15,852,370	16,809,386	16,460,224	16,758,000
実質赤字比率 ①/②×100(黒字は△)	△ 2.07	△ 5.97	△ 4.98	△ 4.07	△ 3.44
特別会計					
国民健康保険特別会計					
歳入総額	6,795,250	6,957,839	7,290,518	7,110,805	7,069,567
歳出総額	6,693,061	6,839,299	7,243,010	7,102,685	6,999,112
差引額	102,189	118,540	47,508	8,120	70,455
繰越財源額	0	0	0	0	0
実質収支額	102,189	118,540	47,508	8,120	70,455
後期高齢者医療特別会計					
歳入総額	983,366	1,067,702	1,091,674	1,213,512	1,264,978
歳出総額	979,537	1,064,806	1,086,878	1,206,775	1,257,462
差引額	3,829	2,896	4,796	6,737	7,516
繰越財源額	0	0	0	0	0
実質収支額	3,829	2,896	4,796	6,737	7,516
介護保険特別会計					
歳入総額	4,505,540	4,662,064	5,012,534	5,062,569	5,543,342
歳出総額	4,405,378	4,554,263	4,935,223	5,022,506	5,432,502
差引額	100,162	107,801	77,313	40,063	110,840
繰越財源額	0	0	0	0	0
実質収支額	100,162	107,801	77,313	40,063	110,840
特別会計実質収支額合計	206,180	229,237	129,617	54,920	188,812
公営企業会計					
下水道事業特別会計(平成30年度から地方公営企業法適用による下水道事業会計)					
歳入総額／流動資産	752,220	874,638	908,475	969,525	1,113,556
歳出総額／貸倒引当金(正数)等					
差引額／流動負債	1,343,642	1,629,912	1,450,692	1,580,488	1,230,274
繰越財源額／企業債・引当金等	1,134,215	1,394,419	1,228,678	1,351,119	872,340
実質収支額／資金余剰金	542,793	639,145	686,461	740,156	755,622
水道事業会計(地方公営企業法適用)					
流動資産	2,928,522	2,935,853	2,640,705	2,882,340	2,457,684
貸倒引当金(正数)等					
流動負債	379,698	306,711	547,465	261,944	299,321
企業債・引当金等	19,708	19,747	18,565	15,893	12,409
資金剰余額	2,568,532	2,648,889	2,111,805	2,636,288	2,170,771
公営企業会計実質収支額・資金剰余(不足)額合計	3,111,325	3,288,034	2,798,266	3,376,444	2,926,393
連結実質収支額・資金剰余(不足)額 ③	3,630,994	4,463,749	3,765,864	4,101,766	3,693,108
標準財政規模 ②	15,092,282	15,852,370	16,809,386	16,460,224	16,758,000
連結実質赤字比率 ③/②×100(黒字は△)	△ 24.05	△ 28.15	△ 22.40	△ 24.91	△ 22.03

実質公債費比率の各金額及び比率等の推移は次表のとおりである。

実質公債費比率 令和元年度～令和5年度 推移

(単位：千円・%)

区分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
元利債還金	3,281,989	3,183,635	3,116,683	3,088,897	2,933,831
準元利債還金	415,451	406,092	386,536	398,174	423,018
減債基金積立不足を考慮して算定した額	0	0	0	0	0
満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当する額(年度割相当額)	0	0	0	0	0
公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	293,505	307,346	308,231	308,974	305,683
一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	121,152	98,545	78,117	89,200	117,335
①公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	0	0	0	0	0
一時借入金の利子	794	201	188	0	0
合計 (A)	3,697,440	3,589,727	3,503,219	3,487,071	3,356,849
①公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	0	0	0	0	0
PFI事業に係るもの	0	0	0	0	0
いわゆる五省協定等による利便施設・公共施設の買い取りに係るもの	0	0	0	0	0
国営土地改良事業・森林総合研究所等が行う事業に係るもの	0	0	0	0	0
地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の無償譲渡を受けるために支払う賃借料	0	0	0	0	0
社会福祉法人の施設建設のために借り入れた借入金償還の補助	0	0	0	0	0
損失補償又は保証に係る債務の履行に要する経費	0	0	0	0	0
地方公共団体以外の者の債務を引き受けた場合の債務履行に要する経費	0	0	0	0	0
その他これらに準ずると認められるもの	0	0	0	0	0
利子補給に係るもの	0	0	0	0	0
特定財源の額 (B)	5,279	4,686	8,204	8,627	10,561
標準財政規模 (C)	15,092,282	15,852,370	16,809,386	16,460,224	16,758,000
標準税収入額等	10,700,843	11,160,337	10,854,429	11,326,389	11,580,962
普通交付税額	3,524,156	3,787,830	4,663,038	4,767,001	5,009,256
臨時財政対策債発行可能額	867,283	904,203	1,291,919	366,834	167,782
元利債還金等に係る基準財政需要額算入額 (D)	1,905,938	1,855,926	1,821,200	1,793,094	1,724,611
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	475,458	441,539	438,919	438,699	386,861
災害復旧費等に係る基準財政需要額	1,428,478	1,412,397	1,380,286	1,352,409	1,336,624
密度補正により基準財政需要額に算入された公債費	2,002	1,990	1,995	1,986	1,126
(元利債還金+準元利債還金)-(特定財源+元利債還金等に 係る) ((A)-(B)+(D))	1,786,223	1,729,115	1,673,815	1,685,350	1,621,677
標準財政規模-元利債還金等に係る基準財政需要額算入額 (C)-(D)	13,186,344	13,996,444	14,988,186	14,667,130	15,033,389
実質公債費比率 (単年度)	13.54601	12.35396	11.16756	11.49066	10.78717
(A)-((B)+(D))/((C)-(D))×100 (3ヵ年平均)	15.2	12.3	12.3	11.6	11.1
早期健全化基準	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0

将来負担比率の各金額及び比率等の推移は次表のとおりである。

将来負担比率 令和元年度～令和5年度 推移

(単位：千円・%)

区分		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
将来負担額	合計 (E)	42,181,862	40,194,079	39,279,600	40,057,586	41,493,505
一般会計等に係る地方債の現在高		31,940,363	30,822,345	30,065,298	27,720,869	26,427,012
①債務負担行為に基づく支出予定額		0	0	0	0	0
②公営企業債等繰入見込額		6,560,085	6,026,340	5,444,827	5,599,102	5,451,122
組合負担等見込額		567,759	473,422	912,485	3,747,259	6,659,888
退職手当負担見込額		3,113,655	2,871,972	2,856,990	2,990,356	2,955,483
③設立法人の負債額等負担見込額(公社・第三セクター)		0	0	0	0	0
連結実質赤字額		0	0	0	0	0
組合等連結実質赤字額負担見込額		0	0	0	0	0
充当可能財源等	合計 (F)	28,826,050	28,787,679	29,710,811	32,531,089	33,745,417
充当可能基金		5,806,444	6,309,667	7,026,499	9,548,308	10,105,421
充当可能特定歳入		640,071	287,958	61,026	17,015	14,547
うち都市計画税		0	0	0	0	0
基準財政需要額算入見込額		22,379,535	22,190,054	22,623,286	22,965,766	23,625,449
将来負担額－充当可能財源等	(E)－(F)	13,355,812	11,406,400	9,568,789	7,526,497	7,748,088
標準財政規模－元利償還金等に係る基準財政需要額算入額 (C)－(D)		13,119,325	13,186,344	13,996,444	14,667,130	15,033,389
<b>将来負担比率</b>	((E)－(F)) / ((C)－(D)) × 100	<b>101.8</b>	<b>86.5</b>	<b>68.3</b>	<b>51.3</b>	<b>51.5</b>
早期健全化基準		350.0	350.0	350.0	350.0	350.0
①債務負担行為に基づく支出予定額の内訳		0	0	0	0	0
①PFI事業に係るもの		0	0	0	0	0
②いわゆる五省協定等に係るもの(真美ヶ丘西小学校建設事業等)		0	0	0	0	0
③国営土地改良事業に係るもの		0	0	0	0	0
④森林総合研究所等が行う事業に係るもの		0	0	0	0	0
⑤地方公務員等共済組合に係るもの		0	0	0	0	0
⑥依頼土地の買い戻しに係るもの (香芝市土地開発公社が先行取得する公共用地の買戻し)		0	0	0	0	0
⑦社会福祉法人の施設建設費に係るもの		0	0	0	0	0
⑧損失補償・債務保証の履行に係るもの		0	0	0	0	0
⑨引き受けた債務の履行に係るもの		0	0	0	0	0
⑩その他①～⑨に準ずるもの		0	0	0	0	0
②公営企業債等繰入見込額		6,026,340	5,444,827	5,459,724	5,599,102	5,451,122
下水道事業特別会計 (平成30年度から地方公営企業法適用による下水道事業会計)		6,026,340	5,444,827	5,459,724	5,599,102	5,451,122
水道事業会計		0	0	0	0	0
その他の会計		0	0	0	0	0
③設立法人の負債額等負担見込額(公社・第三セクター)		0	0	0	0	0
地方道路公社に係る将来負担額		0	0	0	0	0
土地開発公社に係る将来負担額		0	0	0	0	0
その他第三セクター等に係る将来負担額		0	0	0	0	0

健全化判断比率の奈良県内及び全国市町村との比較推移は次表のとおりである。

財政健全化判断比率指標の奈良県内及び全国市町村との比較推移 (単位 : 千円・%)

区分 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般会計等実質収支額合計	313,488	946,479	837,981	670,402	577,902
標準財政規模	15,092,282	15,852,370	16,809,386	16,460,224	16,758,000
<b>実質赤字比率</b>	<b>-2.07</b>	<b>-5.97</b>	<b>-4.98</b>	<b>-4.07</b>	<b>-3.44</b>
連結実質収支額・資金剰余(不足)額	3,630,993	4,463,750	3,765,864	4,101,766	3,693,108
<b>連結実質赤字比率</b>	<b>-24.05</b>	<b>-28.15</b>	<b>-22.40</b>	<b>-24.91</b>	<b>-22.03</b>
元利償還金・準元利償還金	3,697,440	3,589,727	3,503,219	3,487,071	3,356,849
特定財源	5,279	4,686	8,204	8,627	10,561
元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	1,905,938	1,855,926	1,821,200	1,793,094	1,724,611
<b>実質公債費比率(単年度)</b>	<b>13.5</b>	<b>12.3</b>	<b>11.1</b>	<b>11.4</b>	<b>10.7</b>
<b>実質公債費比率(3ヵ年平均)</b>	<b>15.2</b>	<b>13.5</b>	<b>12.3</b>	<b>11.6</b>	<b>11.1</b>
奈良県12市平均 実質公債費比率(3ヵ年平均)	10.1	9.4	8.6	8.0	
全国市町村平均 実質公債費比率(3ヵ年平均)	5.8	5.7	5.5	5.5	
将来負担額	40,194,079	39,279,600	39,284,822	40,057,586	41,493,505
充当可能基金+充当可能特定歳入	6,597,625	7,087,525	8,556,076	9,565,323	10,119,968
基準財政需要額算入見込額	22,190,054	22,623,286	22,893,958	22,965,766	23,625,449
<b>将来負担比率</b>	<b>86.5</b>	<b>68.3</b>	<b>52.2</b>	<b>51.3</b>	<b>51.5</b>
奈良県12市平均 将来負担比率	78.7	65.6	53.7	42.4	
奈良県市町村平均 将来負担比率	68.2	56.0	44.7	34.5	
全国市町村平均 将来負担比率	27.4	24.9	15.4	8.8	

※県内12市平均及び県内全市町村平均の比率は、令和5年奈良県市町村要覧を参照した。

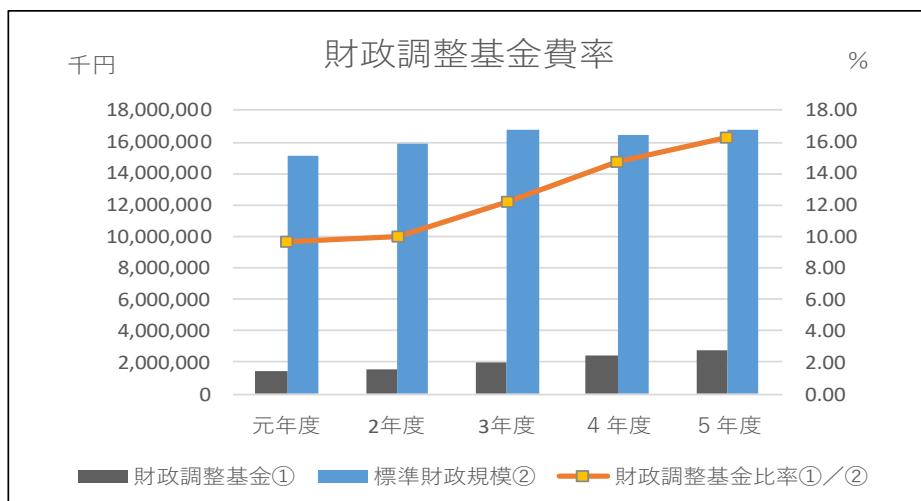
## 2. 健全化を判断するその他の指標

(1) 財政調整基金比率については、次表のとおりである。

財政調整基金比率

(単位：千円・%)

区分＼年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
財政調整基金①	1,455,147	1,584,256	2,043,589	2,419,976	2,726,772
標準財政規模②	15,092,282	15,852,370	16,809,386	16,460,224	16,758,000
財政調整基金比率①／②	9.64	9.99	12.16	14.70	16.27



標準財政規模に対する比率目標を設定し、着実に確保していくよう注意が必要である。